

STEPS in Osaka 開発業務 に係る仕様書

1. 件名 STEPS in Osaka¹（大阪版 CAN-DO リストをベースとした英語学習ソフト）開発業務

2. 目的

大阪の児童生徒の、英語学習における4技能5領域（聞く・読む・話す「やり取り」・話す「発表」・書く）の資質・能力の育成や、学習到達度に応じた個別最適な学びを支援することを目的に、「STEPS in Osaka 開発業務」を実施します。この業務では、文部科学省が運用している CBT システムである MEXCBT への搭載を見据え、大阪版 CAN-DO リスト²を踏まえた CBT による英語学習ソフトの開発に関する見識、ノウハウ、実績等がある民間事業者を公募により選定します。

STEPS in Osaka については、令和4年度に開発及びプロトタイプ版の公開を行い、令和5年度から大阪府内の小・中・高等学校での展開を図ります。

3. 委託期間 契約締結日から令和5年2月28日まで

4. 業務内容

(1) STEPS in Osaka の共同開発

① STEPS in Osaka の新規開発

受託事業者は、府とともに、大阪版 CAN-DO リストを踏まえた CBT による英語学習ソフトの新規開発を行います。

② STEPS in Osaka の構成・仕様

大阪版 CAN-DO リストの段階1～段階10の各段階の記述内容について、児童生徒がその能力を有しているかどうかを測る問題を、領域ごとに大問5問ずつ計250問（大問中の小問の数は問わない）を作成してください。また、各問題の解答時間のめやすを表示してください。なお、全ての問題について、解答例と児童生徒がその能力を有しているかどうかを判断するための基準を作成してください。問題等については、以下の内容としてください。

- ・大阪版 CAN-DO リストを踏まえたものであること（大阪版 CAN-DO リストについては、令和4年に改訂されるものを基に作成すること）
- ・文部科学省が運用している CBT システム（MEXCBT：メクビット）に搭載できる形式であること。

【提案を求める事項】

- 1 小・中・高等学校の児童生徒を対象とした英語学習コンテンツの開発実績を提示してください。
- 2 大阪版 CAN-DO リスト段階4に定義する、外国語表現の能力及び外国語理解の能力を測る問題について、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」それぞれ大問1問を作成のうえ、各問題の解答例を提示してください。また、本提案における問題作成について、提案者のテーマ設定における着観点を示してください。
- 3 各問題に対する児童生徒の解答の達成度を示す基準を3段階で示してください。

¹ STEPS は Self Training for English Proficiency of Students の略

² 大阪版 CAN-DO リストは令和4年度に改訂予定

- 4 Chrome OS、iPad OS、Windows OS を使用した英語学習ソフトの活用イメージを示してください。
- 5 英語教育に精通した者を含む英語学習ソフトの開発体制について提示してください。

③ ワーキンググループとの連携

STEPS in Osaka の開発については、受託事業者は、小・中・高等学校の教員等で構成された STEPS 開発ワーキンググループと連携しながら実施します。受託事業者は、ワーキンググループに適宜問題等を提示し、ワーキンググループから意見聴取をしたうえで、改善を図ります。

②で示した大阪版 CAN-DO リストについては令和4年5月以降ワーキンググループの中で改訂されるため、協議のうえ仕様を変更することがあります。

5. スケジュール

府が想定している以下のスケジュールを基本に、受託事業者からの提案を踏まえて、契約時にスケジュールを決定します。

想定スケジュール

	受託事業者	ワーキンググループ
令和4年 6月	契約締結（府・受託事業者）	
令和4年 8月	STEPS プロトタイプ提出（大問50問）	
令和4年 9月		プロトタイプについて討議
	ワーキンググループの討議を踏まえてプロトタイプ修正	
令和4年 9月～12月	STEPS の問題作成	
令和4年 12月	最終版 STEPS 完成（大問250問）	

6. 成果物等（本開発委託料支払いの対象）

受託事業者は、契約時に決定するスケジュールに基づき、STEPS in Osaka を提出し、内容を大阪府教育庁が確認します。

7. 留意事項

(1) 著作権等

STEPS in Osaka の著作権等の取扱いについては、府が委託費を支出し、共同開発を行うことを考慮した受託事業者の提案内容が府に不利とならない範囲で、府と受託事業者が協議のうえ決定するものとします。

(2) 検収

府は、受託事業者が作成した STEPS in Osaka につき、仕様書記載事項が満足されていることを、府、受託事業者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とします。

(3) 保証期間

検収後、1年間を保障期間とし、正常な使用状態において STEPS in Osaka に故障及び不具合等が見られた場合は無償で対応すること。

(4) 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た情報を第三者に漏洩してはいけません。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用してはいけません。

(5) 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、府と受託事業者が協議のうえ決定するものとします。